

別表（第四条、第五条、第六条、第七条、第十二条、第十七条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十四條、第三十五條、第四十條、第四十一條、第五十一條、第五十六條、第六十一條、第六十六條、第七十五條、第七十六條関係）

一 ～ 二十一 （略）

二十二 鋼管A、鋼管B、鋼管C、鋼管D及び鋼管E

イ 鋼管A、鋼管B、鋼管C及び鋼管D

- (1) 材料（鋼管Cにあつては、交さ筋かいピンの材料を除く。）が日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK五〇〇の規格に適合する鋼管であること。
- (2) 鋼管Cの交さ筋かいピンの材料が日本工業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS四〇〇の規格に適合する鋼材であること。
- (3) 外径が、鋼管Aにあつては四十八・六ミリメートル、鋼管B及び鋼管Cにあつては四十二・七ミリメートル、鋼管Dにあつては試験を行う緊結金具に適合した寸法であつて、かつ、肉厚が二・五ミリメートルであること。

ロ 鋼管E

- (1) 材料が日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK四〇〇の規格に適合する鋼管であること。
- (2) 外径が三十四・〇ミリメートルであつて、かつ、肉厚が二・三ミリメートルであること。

二十三 ～ 二十七 （略）